

議第166号

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように制定する。

平成27年 9月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部
を改正する条例

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第17条第1項中「24人」を「20人」に改める。

第18条第1項本文中「4年」を「2年」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

委員会の委員の定数及び任期を改める必要があるので提案する。